

令和7年

伊豆の国市教育委員会2月定例会

会議録

## 令和7年伊豆の国市教育委員会2月定例会

開会年月日 令和7年2月26日(水) 午後3時00分～午後4時50分

場 所 あやめ会館2階 会議室

日 程

- 1 冒 頭 (学校教育課長)
- 2 開 会 (教育長)
- 3 会議録署名委員の決定 (教育長)
- 4 会期の決定 (学校教育課長)
- 5 1月定例会会議録の承認 (学校教育課長)
- 6 教育長報告 (教育長)
- 7 議事日程 (議事進行:教育長)

日程第1	報告第3号	伊豆の国市指定文化財の名称変更について
日程第2	報告第4号	伊豆の国市タブレット端末導入支援事業費補助金交付要綱の制定について
日程第3	報告第5号	伊豆の国市スポーツ推進計画の制定について
日程第4	報告第6号	伊豆の国市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
日程第5	報告第7号	要保護児童生徒の就学援助資格の取消について
日程第6	議案第6号	準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について
日程第7	議案第7号	伊豆の国市学校歯科医(園歯科医)の委嘱について
日程第8	議案第8号	令和7年度伊豆の国市立図書館の休館日の変更について
日程第9	議案第9号	令和7年度県費負担教職員の人事異動の内申(案)について

## 8 閉 会（教育長）

出席者	教育委員会	教育長	菊池之利
	同	委員	岩田幸晴
	同	委員	小池陽子
	同	委員	清水照子
	同	委員	前田泰宏

### 説明に出席した者の職氏名

教育部長	佐藤政志
生涯学習課長	近藤卓哉
文化財課長	工藤雄一郎
幼児教育課長	平井良忠
学校教育課統括監	濱田晃治
学校教育課教育支援監	南智春

### 会議に出席した事務局の職氏名

学校教育課長	植松正輝
教育総務係長	土屋尚子
学校教育課教育総務係	野田伊公子

## 9 その他（進行：学校教育課長）

- ① 小・中学校の児童・生徒の問題行動について
- ② 次回以降の定例教育委員会の開催について

■植松学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。  
開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4名出席しておりますので、委員会は成立しております。  
ただいまより、令和7年教育委員会2月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、小池委員と前田委員にお願いいたします。

■植松学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。  
会期につきましては、本日2月26日、1日のみということで処理をしたいと思います  
が、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■植松学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。  
次に、先月行いました教育委員会1月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。  
会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■植松学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■植松学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長にお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第3号「伊豆の国市指定文化財の名称変更について」の説明をお願いします。

#### ■工藤文化財課長

文化財課工藤です。よろしくお願いいたします。

報告第3号「伊豆の国市指定文化財の名称変更について」説明します。伊豆の国市指定文化財について、別紙のとおり指定名称を変更したので報告するものです。別紙をご覧ください、別紙が1-1と1-2になっております。

まず1-1です。いずれも無形民俗文化財でございますが、平成元年4月に旧大仁町で指定された「三福の三番叟」です。これが指定名称に区の使用してまいりました。しかしながら、三番叟は本来神社に伴う神事であること。また、令和5年3月に指定された「荒木神社の三番叟」、同じく令和6年3月に指定された「守山八幡宮の三番叟」この2つは韮山地区の三番叟になりますが、こちらでは神社の名称を指定名称に用いているということから、区の使用と神社名称の三番叟が混在しているという現状の中で、統一することが良いのではないかとということが文化財保護審議会で提示されました。

保持団体であり、保存会に名称変更について問い合わせたところ、「三福の三番叟」につきましては変更して良いということで、変更前が「三福の三番叟」であったものが、変更後「三福熊野神社の三番叟」というふうに名称を変更することになりました。

この場合、「熊野神社の三番叟」とすると、市内には熊野神社が多数あることから混乱を招くということで、熊野神社の前に三福という地名を残して「三福熊野神社の三番叟」とすることになったものです。

続きまして、別紙2-2をご覧ください。

同じく、大仁地区の大仁神社で行われている三番叟、これは同じく平成元年4月に旧大仁町で、「大仁の三番叟」という指定名称で指定されたものです。先ほどの説明と同じように、他の神社の三番叟の名称と合わせるということから「大仁の三番叟」という名称から「大仁神社の三番叟」に名称を変更することとしたものです。いずれも保存会からの了承を得た上での変更となります。

なお、大仁地区にはもう1つ「田京の三番叟」という広瀬神社で行われている三番叟がございます。こちらにつきましては保存会に問い合わせをしたところ、保存会内部で話し合いの結果、自分たちが「田京の三番叟」という名前に非常に親しみを持って、これまで続けてきたという経緯があるので、変更はしたくないというご意思がありましたので、保持団体の意思を尊重いたしまして「田京の三番叟」については従来

とおりの名称で、変更なし、というかたちとなったことを申し上げます。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第2 報告第4号「伊豆の国市タブレット端末導入支援事業費補助金交付要綱の制定について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課平井です。よろしくお願ひいたします。

報告第4号「伊豆の国市タブレット端末導入支援事業費補助金交付要綱の制定について」報告します。資料1ページをご覧ください。

改正の趣旨ですが、民間園等へのタブレット端末の導入を推進することにより、保育従事者の負担軽減を図るとともに、保育の事務効率化、質の向上を目的に、民間保育所及び認定こども園に対し補助金を交付いたします。

補助の対象及び補助額ですが、表の左側、事業の内容となります。保育所及び認定こども園が導入済みの業務効率化支援システム等に対し、そのシステムと連携したタブレット端末を導入した際のリース費用の一部を補助します。ただし、補助期間は令和6年度及び7年度とします。

次に単位ですが、導入台数は1クラス1台とします。

また、経費ですが、リース料のうち取得価額の額の一部を補助しますが、残存価格が設定されている場合は、残存価格を考慮した額とします。なお、他の補助制度の対象になっている経費については、補助対象とはいたしません。

補助額ですが、年額7万7,000円に導入したクラス数を乗じた額と、経費の実績のいずれか少ない額の2分の1を上限とします。なお、リース日数が1年に満たないときは、日額で算定した額といたします。

この要綱は、令和6年度及び令和7年度の補助金に適用することといたします。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

続きまして、日程第3 報告第5号「伊豆の国市スポーツ推進計画の制定について」

の説明をお願いします。

#### ■近藤生涯学習課長

生涯学習課の近藤です。説明の前に、資料の訂正をお願いします。お手元の「伊豆の国市スポーツ推進計画」の16ページ、上から7行目辺り、だれでもの「だれ」を漢字に直して頂きたいと思います。

また、22ページ、オリ・パラレガシーを生かした「生かした」を、活用の「活」に変えていただければと思います。大変申し訳ございません。

それでは、報告第5号「伊豆の国市スポーツ推進計画の制定について」説明いたします。「伊豆の国市スポーツ推進計画」を策定しましたので報告いたします。

資料の2ページから14ページに、参考として、スポーツ基本法を列挙しております。そのうちの6ページをご覧ください。第10条第1項に「スポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」とされており、第10条第2項に、スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければならない。」とされております。意見聴取につきましては、2月7日に開催されました総合教育会議にて行っております。今後のスケジュールとしまして、告示を行い、市民への周知はホームページ等で行いたいと考えております。

教育委員会の皆様には、改めてスポーツ推進計画の冊子ができましたら、配付したいと思います。以上で説明を終わります。

#### ■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

#### ■菊池教育長

続きまして、日程第4 報告第6号「伊豆の国市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」の説明をお願いします。

#### ■植松学校教育課長

学校教育課植松です。初めに、日程第4報告第6号として挙げさせていただいておりますけれども、報告付番をされた第6号としては一旦取り下げをお願いしたいと存じます。

と申しますのも、これからご説明をさせていただく内容につきましては、新年度の予算に関連するということがございます。現在予算審議中の議会開催中でございまして、議決を経てからでないにご報告できないということがあります。

しかしながら、学校給食費に関係する方々に、なるべく早い状態でお知らせをしな

ければならないということもありますので、今回挙げさせてはいただいておりますけれども、一旦この場限りで説明をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料4ページをお願いいたします。次月の定例教育委員会で、正式にご報告という形を取らせていただきたいと思いますと思っておりますけれども、変更いたしますのがこちら新旧対照表の、旧の方を一度ご覧ください。

現在、私共や教育委員の皆様方が学校へ訪れた際に、給食を食べていただいております。そのようなときに、試食費として340円お支払いいただくという決めにここに書いてございますけれども、これに物価高騰分8%を乗じまして、1食365円ということに見直したいとする改正を計画しているものでございます。

資料戻りまして、1ページ、また2ページになりますけれども、先ほどの1食340円から365円として改正をしたいことに合わせまして、教職員等の給食費を、ここで改めて定めようとするものでございます。

これまでは、幼稚園月額3,690円、小学校4,840円、中学校5,690円です。教職員とありますけれども、いわゆる先生方、学校に勤める私ども市職員、もう少し広く言いますと学校給食調理員等もこの項目に準じた月額で、給食を食しておりました。けれども、改定といたしまして、幼稚園の職員等については6,000円、小学校は6,200円、中学校については6,140円としたいとするものでございます。

現在額ですが、これは学校給食法に定めます子供たちの価格に準じて、そこに所属する大人にもお支払いをいただいていたのですが、今回、大人の適正価格ということで一旦見直しをさせていただきまして、6,000円、6,200円、6,140円にそれぞれさせていただくものです。

なお、幼稚園、小学校については積算の基礎は変わらないのですけれども、これは給食の提供回数によるものです。また、小学校・中学校では、小学校の方が高いように見えますけれども、小学校は年間187回、中学校は185回の給食回数に基づいて算出をさせていただいたものです。これらの積算については次の2ページの方に記載がございました。

なお近隣の田方地区、伊豆市については、先行して教職員等の給食価格ということで昨年度より施行しております。価格的には差がございますが、考え方としては同一のものとして、今後取り扱っていきたいと考えております。説明は以上となります。

## ■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第5 報告第7号「要保護児童生徒の就学援助資格の取消について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

<略>

■菊池教育長

続きまして、日程第6 報告第6号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

<略>

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第6号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」は2世帯承認、1世帯却下でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第6号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」は2世帯承認、1世帯却下されました。

続きまして、日程第7 議案第7号「伊豆の国市学校歯科医（園歯科医）の委嘱について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

議案第7号「伊豆の国市学校歯科医（園歯科医）の委嘱について」お諮りするものでございます。

令和7年1月定例会において、議案第4号伊豆の国市学校歯科医の委嘱について、承認をいただいたところですが、1名の医師より退任の申し出があったため、改めて1名の歯科医師の承認について、お諮りをするものです。

今回、杉本歯科 歯科医師 杉本幸基氏より、年齢・体調を理由に退任のお申し出がありました。新たに、同歯科の歯科医師、杉本真慈氏に委嘱をするとしたものです。

なお、杉本真慈氏より、学校歯科医としての承諾は得ております。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第7号「伊豆の国市学校歯科医（園歯科医）の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■菊池教育長

議案第7号「伊豆の国市学校歯科医（園歯科医）の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第8 議案第8号「令和7年度伊豆の国市立図書館の休館日の変更について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

生涯学習課近藤です、日程第8 議案第8号「令和7年度伊豆の国市立図書館の休館日の変更について」説明いたします。

資料の4ページをご覧ください。

図書館条例施行規則第3条に休館日を定めており、「ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる」となっております。施行規則をそのまま適用すると、両館が休館となる日が、年間35日となることから市民サービスの向上のため、できる限り、どちらかの図書館を開館するように調整し、両館の休館日を年間18日変更するものです。

資料の2ページには変更の案による年間カレンダーおよび休館日、3ページには施行規則通りの休館日を記載しております。1ページには、施行規則の休館日を開館とする日を記載しております。説明は以上です。

なお、来年度ですが、中央図書館内にある郷土資料館の跡地利用としての改修工事を予定しております。空調設備不良による工事ですが、これにつきましては工事の期間、業者等も未定です。また、休館日の変更があるかもしれないので、その時は別途お諮りしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第8号「令和7年度伊豆の国市立図

書館の休館日の変更について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第8号「令和7年度伊豆の国市立図書館の休館日の変更について」は、承認されました。

続きまして、日程第9 議案第9号「令和7年度県費負担教職員の人事異動の内申(案)について」の説明をお願いします。

■濱田統括監

<略>

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいですか。それではお諮りします。議案第9号「令和7年度県費負担教職員の人事異動の内申(案)について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第9号「令和7年度県費負担教職員の人事異動の内申(案)について」は、承認されました。

これで、本日本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。

2月定例会を閉会といたします。

令和7年3月 日

署名委員

印

署名委員

印